

# 特定廃棄物対策担当参事官室



# 1. 東日本大震災対応について

0

再  
福  
生  
島

## 被災地の環境再生に係る令和3年度予算 3,530億円(6,323億円)

### 令和3年度予算のポイント

- 中間貯蔵施設の整備を進め、除去土壌等の輸送を着実に実施する。また、除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発を進める。
- 除去土壌搬入後の仮置場等の跡地について、円滑に原状回復・返地をしていく。
- 帰還困難区域においては、特定復興再生拠点区域復興再生計画(6町村)に基づき、除染・廃棄物処理等を着実に進める。
- 廃棄物についても特定廃棄物埋立処分施設(旧エコテック)への搬入を開始しており、減容化→埋立の流れで着実に処理を行う。

### 予算の内容

#### 中間貯蔵施設の整備等

1,872億円(4,025億円)

〔施設の整備、管理運営、除去土壌等の輸送、用地の取得、減容・再生利用技術開発等〕

#### 特定復興再生拠点整備事業

637億円(673億円)

〔特定復興再生拠点区域復興再生計画(6町村)に基づく除染・廃棄物処理等〕

#### 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施

253億円(566億円)

〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

#### 放射性物質汚染廃棄物処理事業等

768億円(1,059億円)

〔特定廃棄物の処理、指定廃棄物の一時保管、農林業系廃棄物の処理の促進、廃棄物処理施設のモニタリング等〕

※括弧内の金額は令和2年度当初予算額

# これまでの歩み

- 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故後、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、放射性物質汚染対処特別措置法(※)が制定。  
(※) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第110号)
- この法律に基づき、土壌等の除染等の措置や、汚染廃棄物の処理などの環境再生の取組を実施。

2012. 1 ● 放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、土壌等の除染等の措置や、汚染廃棄物の処理などを開始

2015. 3 ● 中間貯蔵施設への土壌等の輸送を開始

2017. 7 ○ 福島地方環境事務所が開所(※)


2017.11 ● 特定廃棄物埋立処分施設へ、福島県内の特定廃棄物の搬入を開始

2017.12 ● 帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域で、家屋等の解体・除染工事に着手


2018. 3 ● 帰還困難区域を除き、全ての市町村で面的除染が完了

**除染や廃棄物処理の実施**

- ◆ 避難指示が発令された区域  
⇒ 除染特別地域、汚染廃棄物対策地域として、国が除染・廃棄物処理を担当。
- ◆ その他の地域  
⇒ (除染)国が汚染状況重点調査地域を指定し、市町村が除染を実施。  
(廃棄物)8,000Bq/kg超の指定廃棄物は国が、それ以外の廃棄物は市区町村又は排出事業者が処理。



宅地の除染




被災家屋等の解体


(※) 東北地方環境事務所の福島環境再生事務所から昇格

# 環境再生事業の概要と役割分担

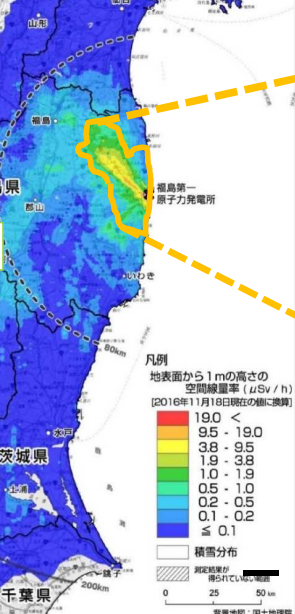
- 避難指示が発令された区域は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除染特別地域、汚染廃棄物対策地域(通称:対策地域)として国が除染・廃棄物処理を担当。
- その他の地域については、
  - ・ 除染については、国が汚染状況重点調査地域を指定し、市町村が除染を実施。
  - ・ 廃棄物処理については、区域にかかわらず、8,000Bq/kg超の廃棄物は指定廃棄物として国が、それ以外の廃棄物は市区町村又は排出事業者が処理責任を負う。



津波による災害廃棄物



指定廃棄物

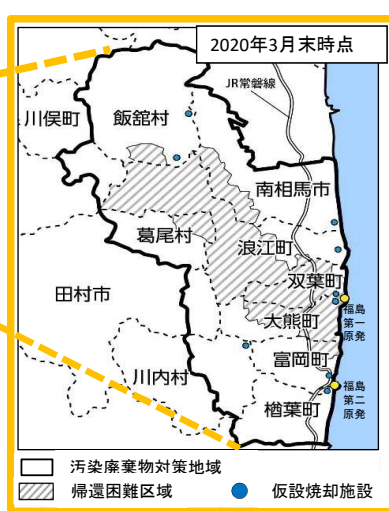


凡例  
地表面から1mの高さの空間線量率(μSv/h)  
(2016年11月18日現在の値に換算)

19.0 <
9.5 - 19.0
3.8 - 9.5
1.9 - 3.8
1.0 - 1.9
0.5 - 1.0
0.2 - 0.5
0.1 - 0.2
≤ 0.1

積雪分布  
測定地点が示している範囲

0 25 50m  
資料地図: 国土院




2020年3月末時点


川俣町 飯館村 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 楡葉町

田村市 葛尾村 川内村

汚染廃棄物対策地域  
帰還困難区域  
仮設焼却施設



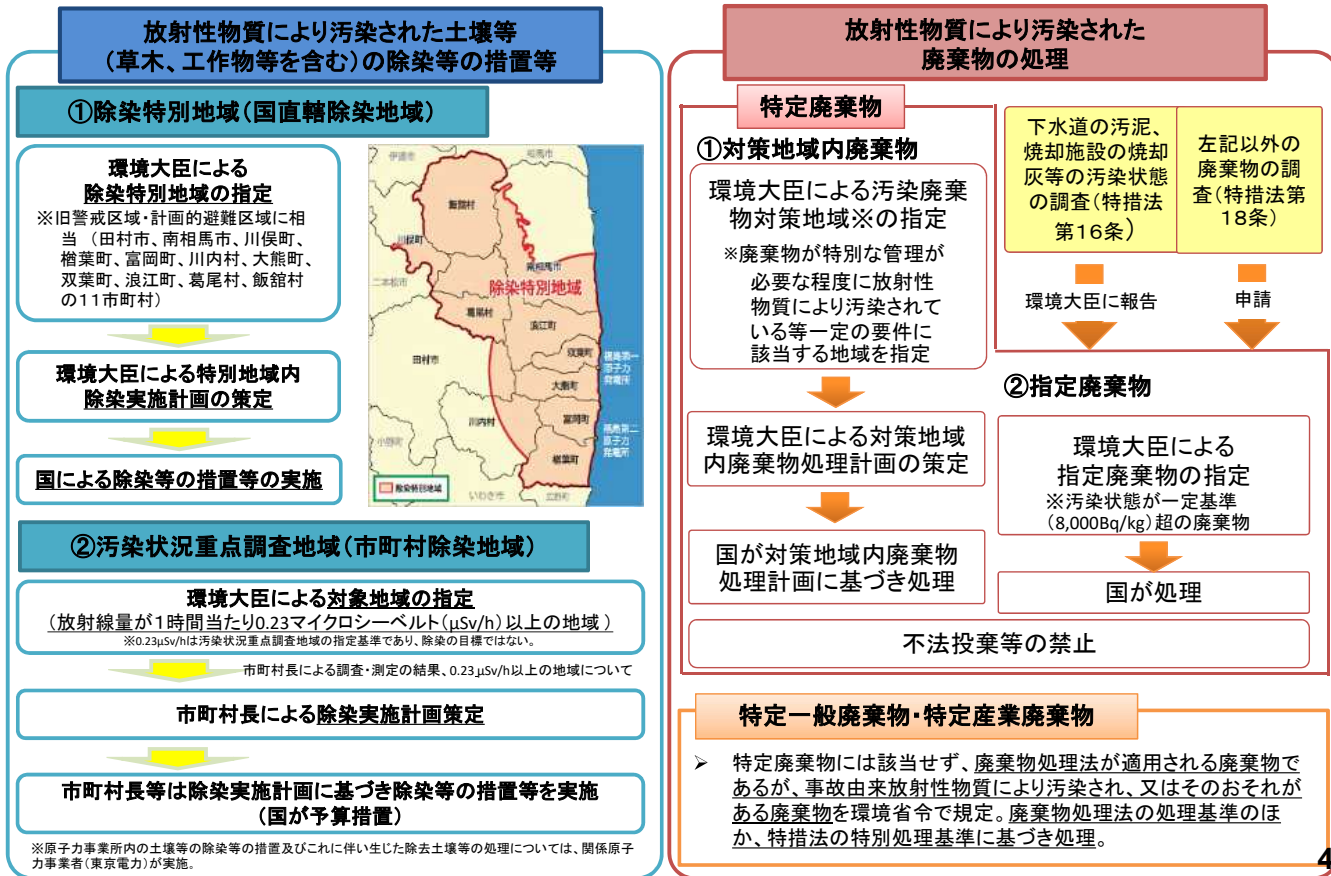
除染



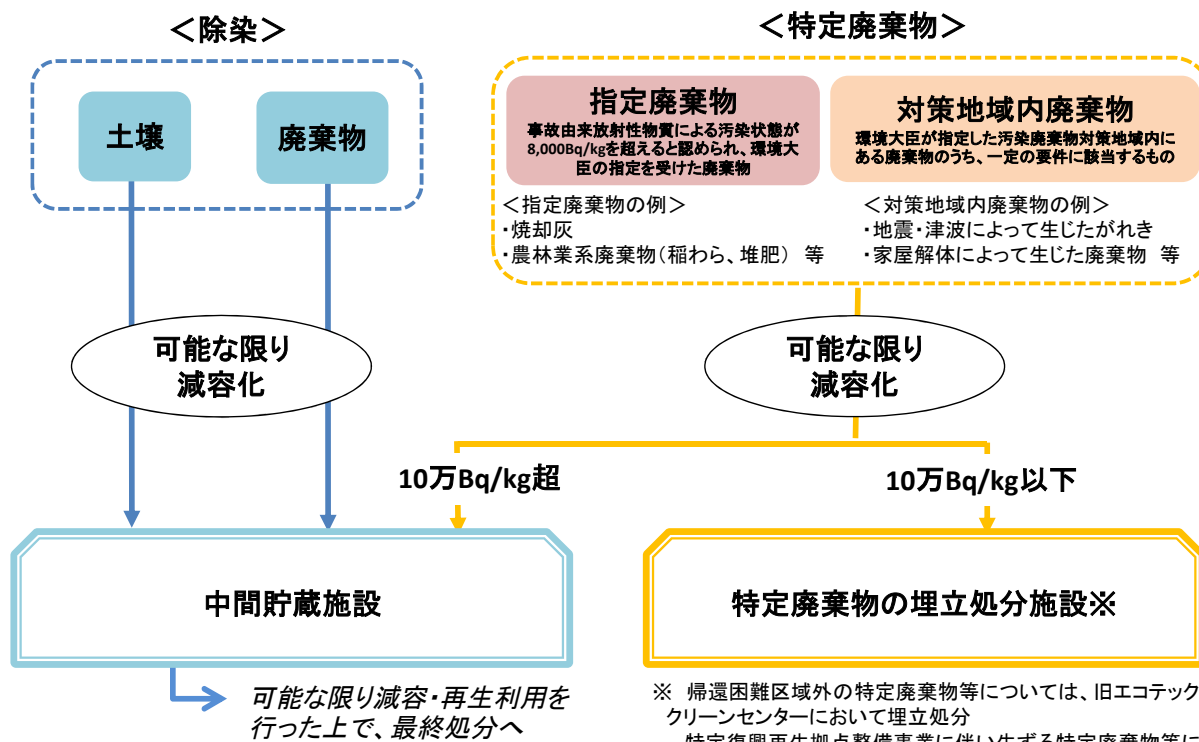
被災家屋等の解体

国直轄エリア  
238(帰還特別地域、対策地域)

# 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく 除染等の措置・汚染廃棄物の処理



# 除去土壌等及び特定廃棄物の処理フロー(福島県)

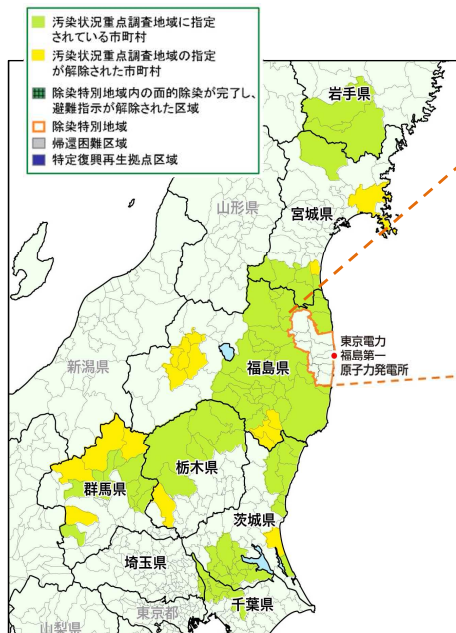


注)特定廃棄物以外の廃棄物については、廃棄物処理法の規定を適用。  
(一定の範囲については放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基準も適用。)

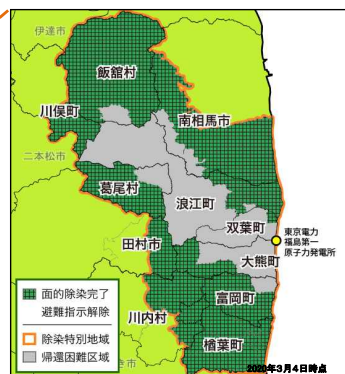
# 除染の進捗状況（帰還困難区域以外）

- 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了。（帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域で除染を実施中。）

＜汚染状況重点調査地域(市町村除染)＞



＜除染特別地域(国直轄除染)＞



→2017年3月に  
面的除染完了

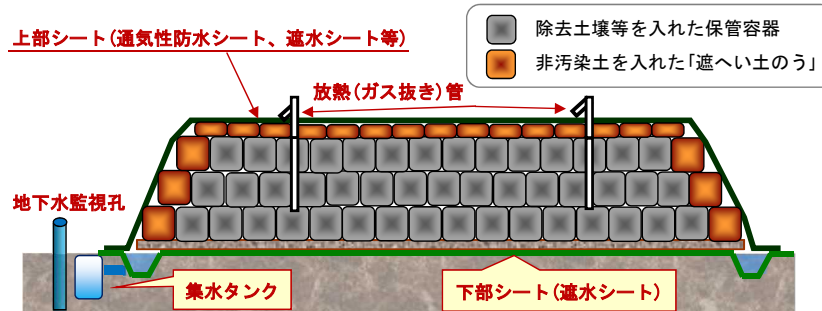
	面的除染完了市町村		
		汚染状況重点調査地域 (93)	除染特別地域 (11)
福島県内	43※	36	11
福島県外(7県)	57	57	—
合計	100	2018年3月に完了	2017年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方がある

# 仮置場等での保管

- 除染によって生じた除去土壌等は、一時的な保管場所である仮置場等において安全に管理を実施。
- 福島県内においては、除去土壌等の中間貯蔵施設等への輸送により、約8割の仮置場で搬出が完了した結果、現在は国管理で85箇所(2021年4月末時点)、市町村管理で128箇所(2021年3月末時点)となっている。

【仮置場の基本構造及び管理・点検(国管理の仮置場の例)】



管理・点検の内容

日常点検	週1回	・目視点検 ・空間線量率の計測
	月1回	・地下水の計測
必要時	・集水タンク内 浸出水の計測と処理 ・不具合箇所の補修	
異常気象・地震時の緊急点検	・目視点検 ・空間線量率の計測	

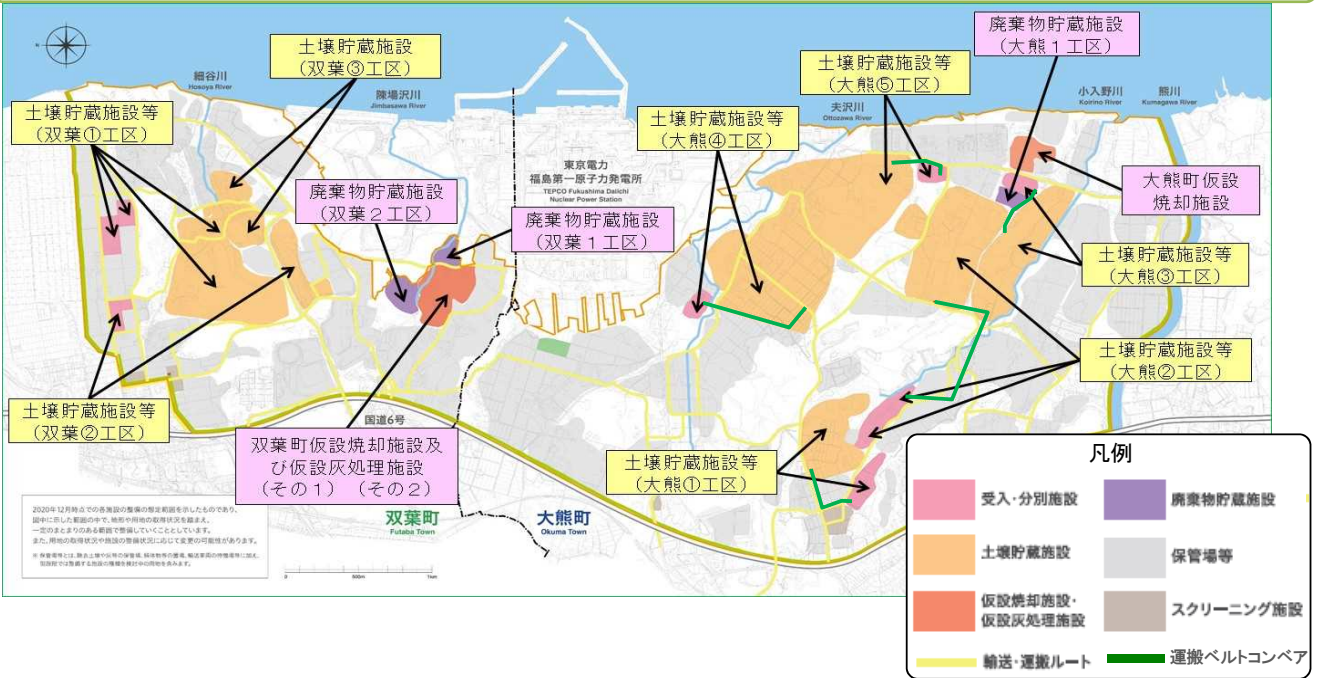
【仮置場等の箇所数及び除去土壌等の数量(保管物数)】

時点の数量 / 総数	仮置場箇所数	現場保管箇所数	除去土壌等の数量 (保管物数)
国管理※1	85箇所 / 331箇所	—	約181万袋 / 約1,051万袋
うち特定復興再生拠点区域	23箇所 / 28箇所	—	約48万袋 / 約124万袋
市町村管理※2	172箇所 / 1,087箇所	39,801箇所 / 220,498箇所	約173万m <sup>3</sup> / 約735万m <sup>3</sup>
うち福島県内	128箇所 / 1,043箇所	9,374箇所 / 490,104箇所	約125万m <sup>3</sup> / 約688万m <sup>3</sup>

※1 国管理 : 2021年4月末時点  
 ※2 福島県内: 2021年3月末時点  
 ※2 福島県外: 2020年3月末時点

# 中間貯蔵施設の概要

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。
- 中間貯蔵開始後、30年以内の県外最終処分までの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要。
- 施設では、福島県内の除染に伴い発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等を貯蔵。



# 中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況①

- 除去土壌等の仮置場からの中間貯蔵施設への輸送は10tダンプトラックを基本に実施。
- 輸送は2014年度末より開始し、2021年度は18市町村からの輸送を実施。
- 輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施中。



## 輸送の管理・監視について

**輸送対象物の全数管理**

- 仮置場等から搬出する輸送対象物は、保管容器ごとに一元的に全数管理をしている。



**輸送車両の運行管理**

- GPS等を活用し、輸送車両の位置情報等をリアルタイムに把握。
- 交通状況等に応じて、時間調整・ルート変更等の指示を行う。

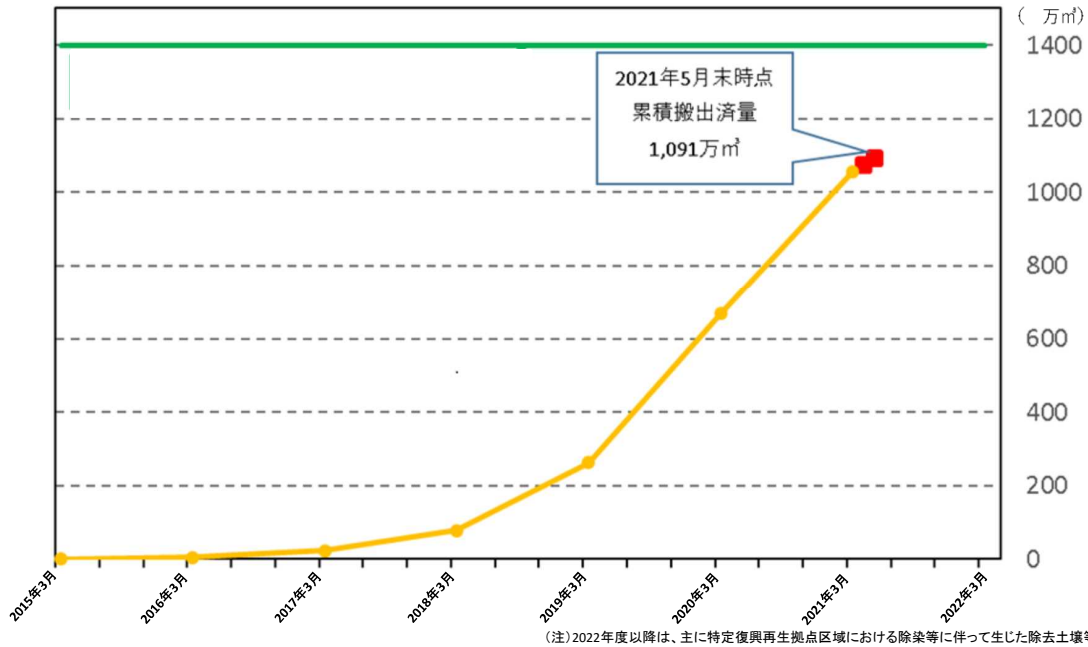


総合管理システムによる輸送の監視の状況

※輸送が終了した市町村でも今後輸送が必要となるものが生じた場合には輸送することとしている。

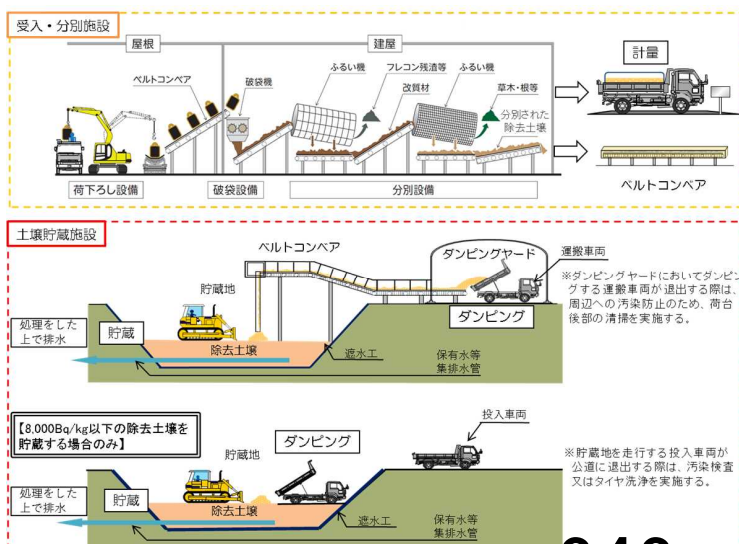
## 中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況②

- 中間貯蔵施設への搬入にあたっては、安全を第一に、地域の理解を得ながら、輸送を実施する
- 2021年度は、年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域のものを除く)※の概ね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進める
- これまでに約1,091万m<sup>3</sup>の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送した(2021年5月末時点)  
※ 仮置場等での保管量と搬入済量との合計:約1400万m<sup>3</sup>



## 受入・分別施設、土壌貯蔵施設の整備状況

- 2016年11月に、大熊町・双葉町において受入・分別施設、土壌貯蔵施設の整備に着工。
- 2017年6月に除去土壌の分別処理を開始し、2017年10月には土壌貯蔵施設への分別した土壌の貯蔵を開始(大熊工区では2017年10月、双葉工区では2017年12月より除去土壌の貯蔵開始)。
- 2020年3月に、中間貯蔵施設における、除去土壌と廃棄物との処理から貯蔵までの全工程で、運転を開始した。



受入・分別施設(大熊①工区)



土壌貯蔵施設(双葉①工区)

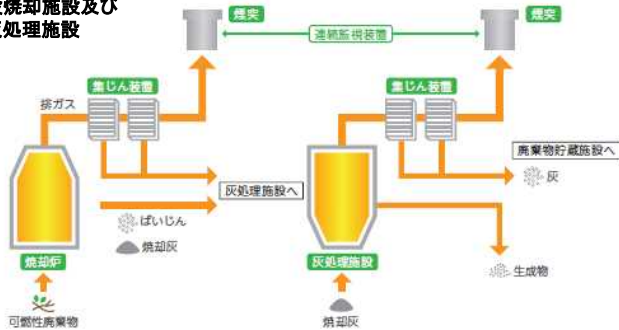




## 仮設焼却施設、仮設灰処理施設、廃棄物貯蔵施設の整備状況

- 2018年2月に、大熊町の仮設焼却施設、2020年3月に双葉町の仮設焼却施設及び仮設灰処理施設の稼働を開始。
- 2020年3月に双葉町の廃棄物貯蔵施設、同年4月に大熊町の廃棄物貯蔵施設への貯蔵を開始。

双葉町仮設焼却施設及び仮設灰処理施設

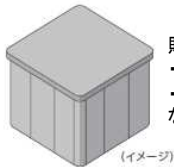


双葉町仮設焼却施設及び仮設灰処理施設(その1業務)



廃棄物貯蔵施設(双葉1工区)

廃棄物貯蔵施設



貯蔵容器  
・鋼鉄製  
・3~4段に重ねて、倒れないように固定して貯蔵

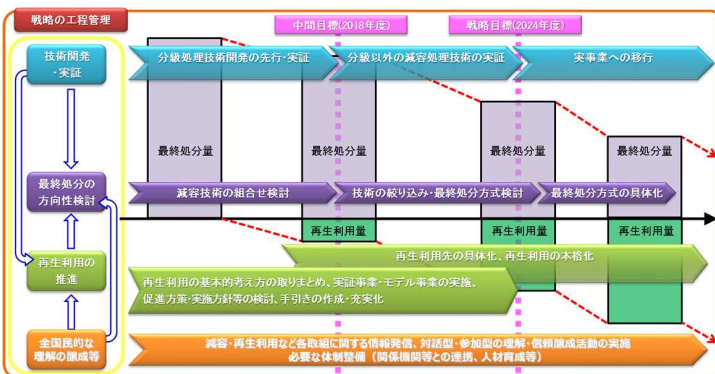
(イメージ)



12

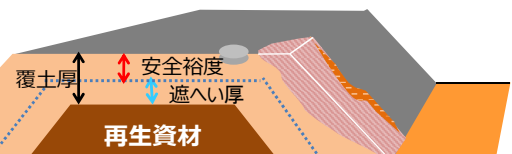
## 減容・再生利用技術開発戦略、再生利用の基本的考え方

- 福島県内で発生した除去土壌等については、**中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずること**としている。県外最終処分量を低減するため、**政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組んでいる**ところ。
- 減容・再生利用の推進に当たっては、2016年に策定し、2019年に見直しを行った「**中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略**」及び「**工程表**」に沿って、具体的な取組を進めている。
- 特に、再生利用については、2016年にとりまとめた「**再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方**」を指針として、**実証事業を実施するとともに、全国的な理解醸成に取り組む、環境整備を進めている**。



(下)「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」の概要

- **再生利用の用途の限定**(管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における道路等の盛土材等に限定)
- **追加被ばく線量を制限するための適切な管理**(再生資材の放射能濃度の限定、適切な厚さの覆土等)



(上)「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」の概要

— 243 — 覆土厚は、土木構造物としての通常の補修がなされる場合でも、被ばくを制限するための遮へい厚が確保されるよう設計。

13

# 除去土壌の再生利用に係るこれまでの経緯

## 2011. 11. 11 放射性物質汚染対処特措法基本方針(閣議決定)

●平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 基本方針(抜粋)

### 5. 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項

・・・また、仮置場等の確保等の観点から、**除去土壌について、技術の進展を踏まえつつ、保管又は処分の際に可能な限り減容化を図るとともに、減容化の結果分離されたもの等汚染の程度が低い除去土壌について、安全性を確保しつつ、再生利用等を検討する必要がある。**

## 2014. 11. 17 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(改正JESCO法)成立

●中間貯蔵・環境安全事業株式会社(抄)

(国の責務)

第三条(略)

2 **国は**、前項の措置として、特に、中間貯蔵を行うために必要な施設を整備し、及びその安全を確保するとともに、当該施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずるほか、**中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。**

## 2015. 2. 25 中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書(福島県、大熊町、双葉町、環境省)

●中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書(抄)

(最終処分を完了するために必要な措置等)

第14条

4 **丙(環境省)は、福島県民その他の国民の理解の下に、除去土壌等の再生利用の推進に努めるものとするが、再生利用先の確保が困難な場合は福島県外で最終処分を行うものとする。**

## 2021. 3. 9 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(閣議決定)

●「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(抄)

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(2)② 環境再生に向けた取組

**最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要であり、**・・・再生利用先の創出等については、関係省庁等の連携強化を図り、政府一体となって、地元の理解を得ながら具体化を推進する。

14

# 飯舘村における環境再生事業の概要

○2018年4月に認定された「飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画」において、実証事業により安全性を確認したうえで、**造成が可能な農用地等については、再生資材で盛土した上で覆土することで、農用地等の利用促進を図ることとされている。**

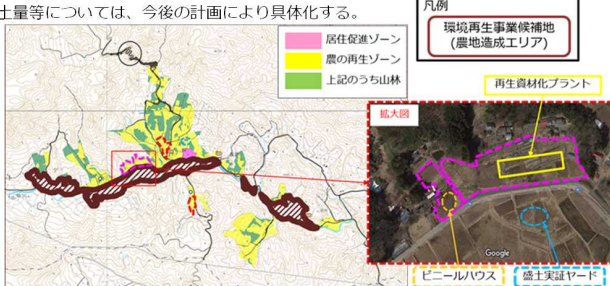
○2020年6月から農地造成のための準備工事を開始。2021年4月から盛土工事に着手。

○また、2020年度は、覆土なしでの栽培も含めた、食用作物等の栽培実験を実施し、生育性・安全性を確認。食用作物の放射能濃度の測定の結果は、一般食品の放射能濃度の基準値である1キログラム当たり100ベクレルよりも十分低い値であった(0.1~2.3Bq/kg)。

### 【全体整備規模】

候補地：3.4ha(今後変更となる場合がある)

※盛土量等については、今後の計画により具体化する。



再生資材化プラント



ビニールハウスでの栽培状況



盛土実証ヤード状況



盛土実証ヤードにおける作付けの状況

15

## 再生利用等に関する理解醸成への取組状況

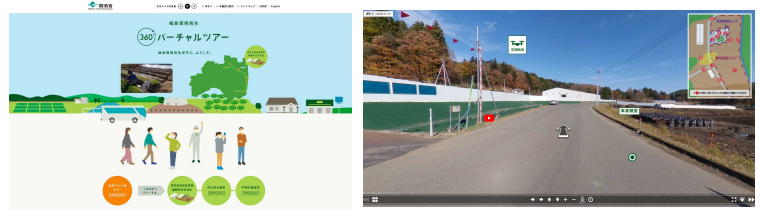
- 再生利用等に関する理解醸成を図るため、福島県内除去土壌を用いた鉢植えを環境省本省室内に設置。また、飯舘村長泥地区における再生利用実証事業等の現場の様子を紹介する、「福島環境再生360° バーチャルツアー」コンテンツを制作。
- 飯舘村長泥地区の実証事業で栽培された花については、環境省を始め、他省庁(復興庁・経産省・法務省・農水省)においても積極的に活用。

### ◆福島県内除去土壌の環境省本省室内での利用



小泉環境大臣会見 (2020年3月6日)

### ◆福島環境再生360° バーチャルツアー



### ◆再生利用実証事業現場見学



※鉢植えの設置前後で大臣室内の鉢植え周辺の空間線量率は変化なし。  
(空間線量率: 0.06  $\mu$  Sv/h)

利用のイメージと周辺の放射線量

## 再生利用・県外最終処分に向けた理解醸成

国の責務である県外最終処分の実現に向け、減容・再生利用の必要性・安全性等に関する全国での理解醸成活動を抜本的に強化

### ●全国各地での対話集会等の開催

- 議論や対話を通じ、理解醸成を進める対話集会を今年度から実施。メディア等とタイアップしつつ、東京を皮切りに全国ブロック単位で開催。
- 東京での対話集会を5月23日(日)に開催。

### ●理解醸成に向けたコンテンツの作成・発信


- 環境再生事業に関わる「人」にフォーカスし、理解・共感を得る映像コンテンツ等を作成・発信。3月に動画を公開。



### ●次世代に対する理解醸成活動

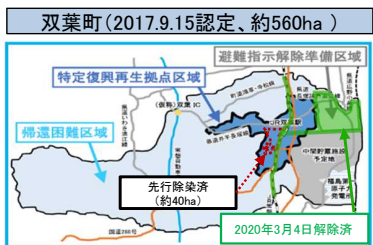
- 今後、社会の中核を担う次世代をターゲットとし、全国の大学等と連携した講義や環境再生の見学等を実施。

開催概要

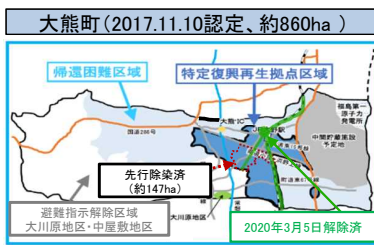
日程	2021年5月23日(日) 13:00 ~ 14:52																										
開催形式	オンライン開催（事前登録者はチャット機能で質問等の投稿可能）																										
会場（東京）	六本木ヒルズ森タワー アカデミーヒルズ タワーホール																										
主催	環境省 / （後援：読売新聞社）																										
プログラム	13:00	開会 開会挨拶 動画上映「福島、その先の環境へ。」 プレゼンテーション「福島県での環境再生事業と今後の課題」 大熊町長・双葉町長 ビデオメッセージ																									
	13:30	パネルディスカッション パネリスト <table border="0" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%;">環境大臣</td> <td style="width:33%;">小泉 進次郎</td> <td style="width:33%;"></td> </tr> <tr> <td>長崎大学教授</td> <td>高村 昇 氏（オンライン）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京大学大学院教授</td> <td>開沼 博 氏</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お笑い芸人</td> <td>カンニング竹山 氏</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タレント</td> <td>なすび 氏</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟大学</td> <td>遠藤 瞭 氏（オンライン）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道大学大学院</td> <td>堀内 美里 氏（オンライン）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>司会</td> <td>フリーアナウンサー</td> <td>政井 マヤ 氏</td> </tr> </table>		環境大臣	小泉 進次郎		長崎大学教授	高村 昇 氏（オンライン）		東京大学大学院教授	開沼 博 氏		お笑い芸人	カンニング竹山 氏		タレント	なすび 氏		新潟大学	遠藤 瞭 氏（オンライン）		北海道大学大学院	堀内 美里 氏（オンライン）		司会	フリーアナウンサー	政井 マヤ 氏
	環境大臣	小泉 進次郎																									
長崎大学教授	高村 昇 氏（オンライン）																										
東京大学大学院教授	開沼 博 氏																										
お笑い芸人	カンニング竹山 氏																										
タレント	なすび 氏																										
新潟大学	遠藤 瞭 氏（オンライン）																										
北海道大学大学院	堀内 美里 氏（オンライン）																										
司会	フリーアナウンサー	政井 マヤ 氏																									
14:50	閉会挨拶、閉会																										
参加者	オンライン参加（事前登録あり）：674名、オンライン視聴（事前登録なし）：321名 ※終了後もYouTubeで配信しており、視聴数は2,300超（5/26現在）																										

帰還困難区域における取組  
（特定復興再生拠点区域の除染・家屋解体等）

- 帰還困難区域内については、福島復興再生特別措置法に基づき市町村長が特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染、インフラ等の整備）に関する計画を作成し、これを内閣総理大臣が認定。計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指す。
- 計画が認定されたすべての町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村）において、家屋等の解体・除染等工事を実施中。



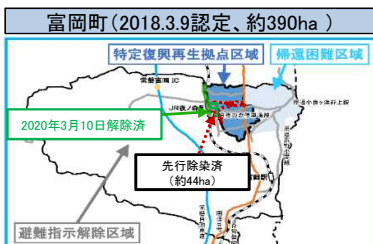
2022年春頃避難指示解除予定



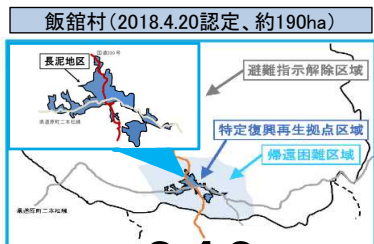
2022年春頃避難指示解除予定



2023年3月避難指示解除予定



2023年春頃避難指示解除予定



2023年春頃避難指示解除予定



2022年春頃避難指示解除予定

# 特定復興再生拠点区域における除染の進捗状況

- 2020年3月14日のJR常磐線全線開通に伴い、双葉町は同年3月4日、大熊町は同年3月5日、富岡町は同年3月10日に、特定復興再生拠点区域の一部の避難指示を先行して解除。
- 特定復興再生拠点区域における除染等工事全体の進捗は約82%で、各町村における進捗状況は以下のとおり（2021年4月末時点）。

町 村 名	着工日	避難指示解除目標	除染進捗
双葉町	2017.12.25	2022年春頃	約74%
大熊町	2018. 3. 9	2022年春頃	約85%
浪江町	2018. 5.30	2023年3月	約84%
富岡町	2018. 7. 6	2023年春頃	約72%
飯館村	2018. 9.28	2023年春頃	概ね完了
葛尾村	2018.11.20	2022年春頃	概ね完了

■ 注1) 進捗 (%) は、当該町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画範囲にある除染対象箇所を集約した面積（飯館村は実証事業区域を除く）に対する、除染実施面積の割合。  
 ■ 注2) 除染進捗は速報値のため、今後の精査によって変わります。



# 除染後の町の復興の様子(富岡町夜ノ森桜並木)



除染前



除染後



◀除染後の桜並木では町によるイルミネーションイベント「まち灯り」が開催。

▼春には満開の桜の下で映画の撮影が行われた。



## 国直轄による福島県(対策地域内)における 災害廃棄物等の処理進捗状況

- 災害廃棄物等の仮置場への搬入は、2021年4月末時点で、約303万トン完了(うち、約53万トンが焼却処理済、約190万トンが再生利用済)。なお、約18万トンが埋立て処分済(うち、約10万トンが焼却灰)。
- 搬入された災害廃棄物等は可能な限り再生利用を行っている。

### 【災害廃棄物等の種類別状況】

#### (1) 津波による災害廃棄物の処理

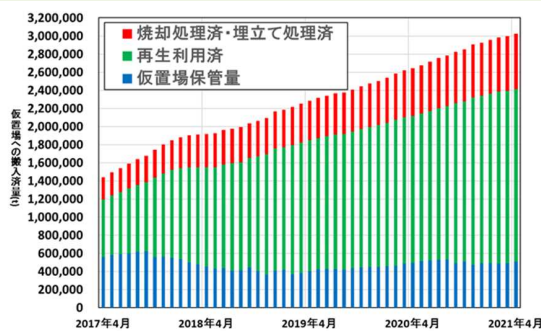
- 2016年3月に、帰還困難区域を除いて、津波がれきの撤去と仮置場への搬入を完了。

#### (2) 被災家屋等の解体撤去

- 被災家屋等の解体関連受付・調査を行い、順次解体撤去を実施中。
- これまでに、解体撤去申請は約17,300件受付済であり、解体工事公告済が約17,300件、うち、解体撤去済は約16,500件。

#### (3) 片付けごみの処理

- ステーション回収や戸別回収訪問を実施。
- 戸別回収については、希望者と日程を調整の上、回収を実施。



対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入済量

注) 仮置場へ搬入せずに処理する量も含む。



被災家屋等の解体の様子

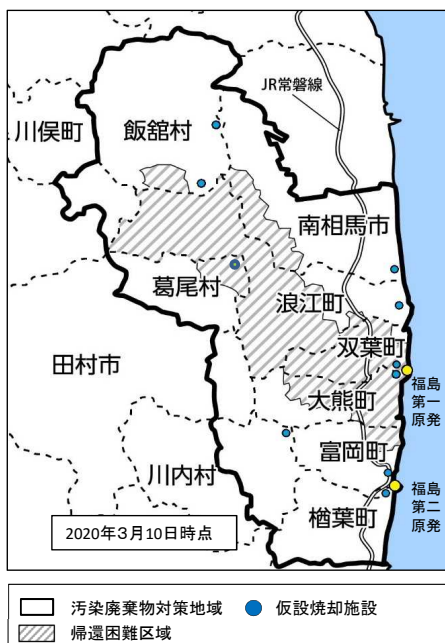


大熊町の仮設焼却施設

## 国直轄による福島県(対策地域内)における 仮設焼却施設の設置状況

- 9市町村(11施設)において仮設焼却施設を設置することとしており、それぞれの進捗状況は下表のとおり。2021年4月末までに約130万トン(除染廃棄物を含む)を処理済。
- 現在稼働している仮設焼却施設においては、環境モニタリング(※)を実施しており、排ガス中の放射能濃度が検出下限値未満であること等を確認している。

(※) 環境省放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <<http://shiteihaiki.env.go.jp/>>



立地地区	進捗状況	処理能力	処理済量 (2021年4月末時点)
浪江町	稼働中(2015年5月より)	300t/日	約282,000トン(約185,000トン)
大熊町	稼働中(2017年12月より)	200t/日	約81,000トン(約38,000トン)
双葉町	稼働中(2020年3月より)	350t/日	約57,000トン(約12,000トン)
葛尾村		200t/日	約131,000トン(約37,000トン)
楢葉町		200t/日	約77,000トン(約32,000トン)
川内村		7t/日	約2,000トン(約2,000トン)
飯館村(小宮地区)	災害廃棄物等の処理完了	5t/日	約2,900トン(約2,900トン)
飯館村(藤平地区)		240t/日	約257,000トン(約54,000トン)
富岡町		500t/日	約155,000トン(約55,000トン)
南相馬市		400t/日	約214,000トン(約91,000トン)
川俣町	既存の処理施設で処理(処理完了)	—	—
田村市	既存の処理施設で処理(処理完了)	—	—

※1: 処理済量については、除染廃棄物も含み、()内はうち災害廃棄物等の処理済量。  
 ※2: 双葉町には、第一(150t/日)と第二(200t/日)の2施設がある。

# 福島県内の管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分

- 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始。
- これまでに搬入目標の約6割にあたる**179,285袋搬入済み**。(2021年5月末時点)
- **搬入開始前後のモニタリング結果**において、空間線量率等の**特異的な上昇は見られていない**。

## これまでの経緯

- 2013.12.14 国が福島県・富岡町・楡葉町に**受入れを要請**
- 2015.12. 4 県・富岡町・楡葉町から国に対し、**事業を容認する旨**、伝達
- 2016. 4.18 管理型処分場(旧エコテッククリーンセンター)を**国有化**
- 2016. 6.27 国と県、両町との間で**安全協定を締結**
- **2017.11.17 搬入開始**
- 2018. 8.24 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」開館
- 2019. 3.20 特定廃棄物等固型化処理施設稼働

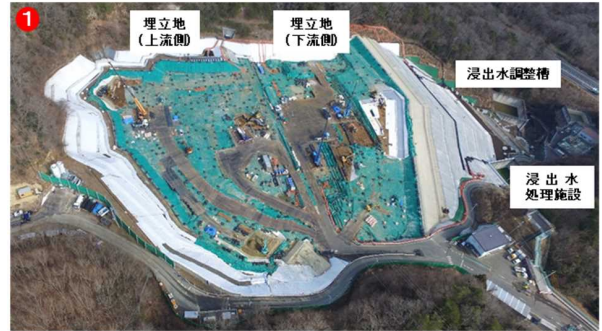
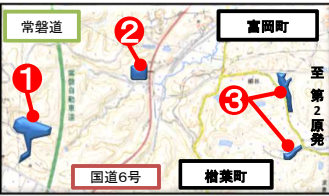
## 埋立対象物・搬入期間

- 対策地域内廃棄物等(10万Bq/kg以下):約6年
- 福島県内の指定廃棄物(10万Bq/kg以下):約6年
- 双葉郡8町村の生活ごみ:約10年
- なお、10万Bq/kg超は中間貯蔵施設に搬入



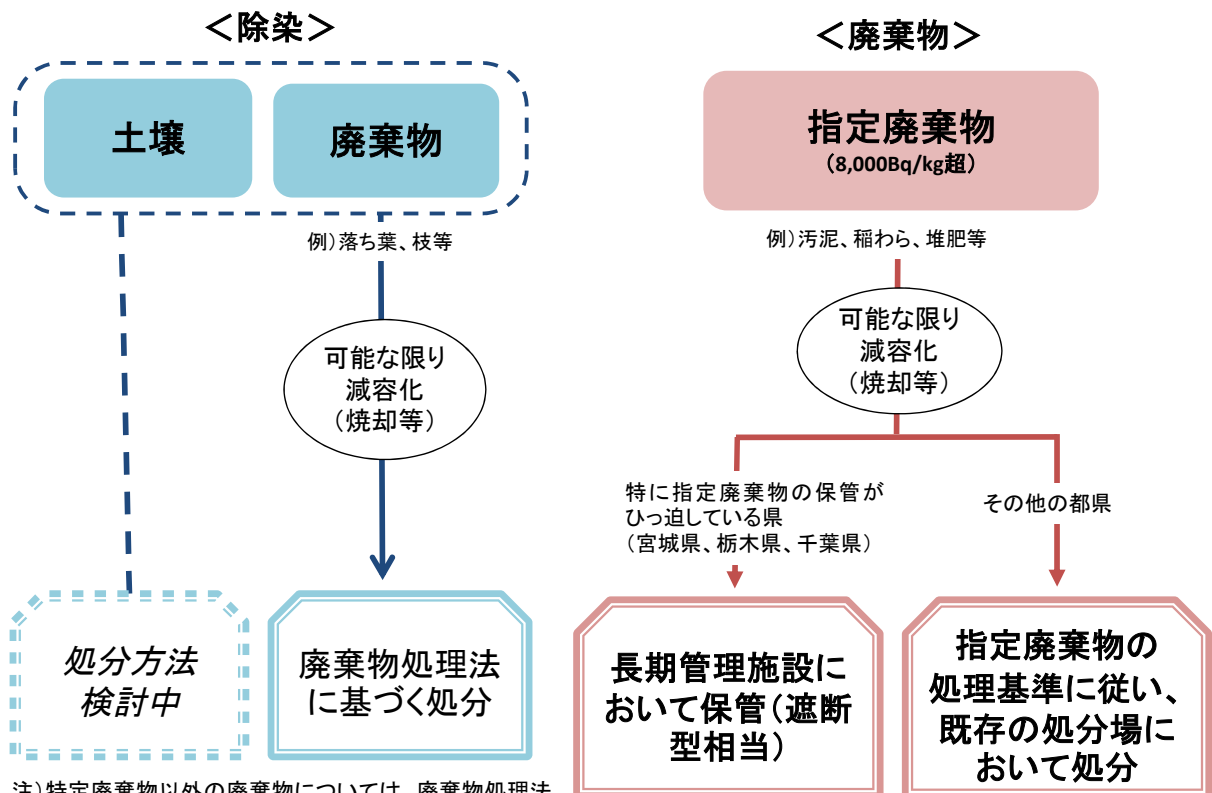
## 関連施設について

- 1 特定廃棄物埋立処分施設
- 2 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」
- 3 特定廃棄物固型化処理施設



1.受入れ・保管 → 2.固型化処理 → 3.養生 → 4.保管・搬出

# 除去土壌等及び指定廃棄物の処理フロー(福島県以外)



注) 特定廃棄物以外の廃棄物については、廃棄物処理法の規定を適用。(一定の範囲については放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基準も適用。)

# 指定廃棄物の指定状況

2021年3月末時点

	焼却灰		浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 焼却灰含む		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
岩手県	9	312.1									1	1.3	10	313.5
宮城県			5	553					4	2,274.4	5	2.2	14	2829.6
福島県※1	1,250	311,187.5	36	2,445.2	10	563.1	110	8,077.1	10	2,264.5	441	15,179.9	1,857 (548)	339,717.4 (99,842.2)
茨城県	20	2,380.1					2	925.8	1	0.4	3	229.4	26	3,535.7
栃木県	24	2,447.4	14	727.5		(26.0)※2	8	2,200.0	27	8,137.0	6	21.3	79	13,533.1
群馬県			6	545.8	1	127.0	5	513.9			1	0.3	13	1,187.0
千葉県	47	2,719.6					1	542.0			17	455.2	65	3,716.8
東京都	1	980.7									1	1.0	2	981.7
神奈川県											3	2.9	3	2.9
新潟県			4	1,017.9									4	1,017.9
合計	1,351	320,027.4	65	5,289.4	11	690.1	126	12,258.8	42	12,676.3	478	15,893.5	2,073	366,835.6

※1 福島県の合計の括弧書き548件・99,842.2tについては、事業者・自治体に保管されている指定廃棄物を表している。  
 ※2 栃木県の浄水発生土(工水)(26.0t)、は上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めている。

26

## 福島県外の指定廃棄物に関する経緯

### 経緯

- (1)放射性物質汚染対処特措法(2011年8月30日公布)
- (2)放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針(2011年11月11日閣議決定)  
 指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内で行う。
- (3)処理施設の候補地提示(2012年9月)  
 特に指定廃棄物の保管がひっ迫している県では国が処理施設を確保することとし、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県の5県において選定を開始。

### 選定プロセスの見直し(2013年2月)

- ①市町村長会議の開催 → 共通理解の醸成  
 ・指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成。地域の実情に応じて考慮すべき具体的な事項についても、選定作業において十分配慮。
- ②有識者会議の開催 → 専門家による評価  
 ・施設の安全性の確保に関する考え方の議論。候補地の選定手順、評価項目・評価基準の議論。
- ③詳細調査の実施 → 安全性の担保  
 ・候補地の安全性に関する詳細調査(ボーリング等による地盤、地質、地下水等)の実施、評価。



# 関係5県の指定廃棄物に関する状況

## <長期管理施設の設置>

- 5県(宮城・栃木・千葉・茨城・群馬)において、国が各県内での「長期管理施設」の新設を検討。
- うち3県(宮城・栃木・千葉)について、2014~2015年に候補地を提案したが、そのための詳細調査の実施の目途が立っていない。今後の方針を県ごとによく相談する必要。

## <各県ごとの課題を段階的に解決するための取組>

- 長期管理施設の設置は進んでいないが、放射性物質を生活圏から段階的に遠ざけるための取組を実施。
  - ・ 指定廃棄物の約10倍の量がある低濃度の農林業系廃棄物の処理(宮城県)
  - ・ 分散している保管場所の集約(栃木県) ・ 保管の強化(茨城県)
  - ・ 8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物の処理(関係全県で模索中)

※県名下部二〇二一年三月末時点の指定廃棄物保管量	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018~ (H30)		
宮城県 (2,829.6t)	長期管理施設の選定 プロセスについて議論	長期管理施設の詳細 調査候補地を公表		まずは8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物から 処理することとし、2018年3月から処理を開始				
栃木県 (13,533.1t)							詳細調査の 実施に向けた 働きかけの継続	農家の保管する指定廃棄物の市町 単位での集約を検討
千葉県 (3,716.8t)								
茨城県 (3,535.7t)							長期管理施設は設置せず、現地保管 継続・段階的処理 の方針を決定	一時保管場所での 保管強化対策の実施
群馬県 (1,187.0t)								

28

# 指定廃棄物の指定解除の仕組みについて

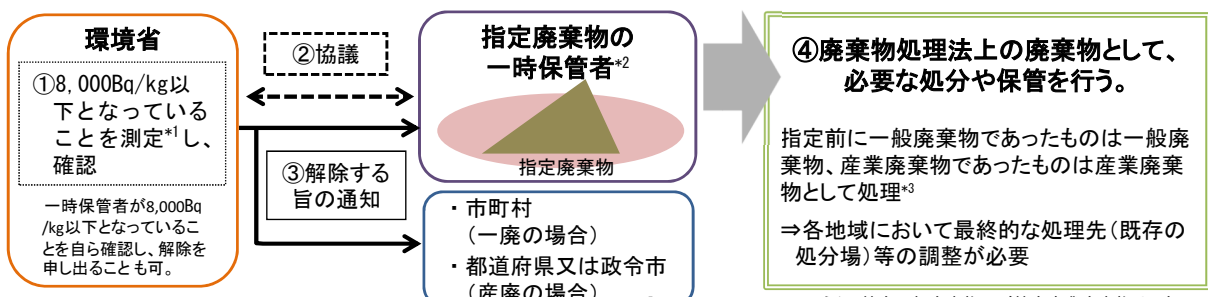
## 【仕組み】(放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2)

平成28年4月28日 改正省令公布・施行

- 指定廃棄物が8,000Bq/kg以下となっている場合、環境大臣は、一時保管者や解除後の処理責任者(市町村又は排出事業者)と協議した上で、指定を解除することができる。
  - ※ 協議が整わない場合、指定の解除は行わない。
- 指定解除後は、廃棄物処理法の処理基準等に基づき、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者の処理責任の下で必要な保管・処分を行う。
  - ※ 指定解除後の廃棄物の処理が円滑に進むよう、8,000Bq/kg以下の廃棄物の安全性の説明等、環境省でも必要な技術的・財政的支援を行う。

## 【実績】

- 千葉県、山形県、宮城県、静岡県、岩手県、東京都の6都県で計約882トン、39件の指定が解除されている。(2021年3月末時点)



\*1 測定は地元の要望に応じて対応。

\*2 一時保管者と解除後の処理責任者が異なる場合は、処理責任者が対象。

\*3 このうち、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物は、廃棄物処理法上の処理基準のほか、特措法上の特別処理基準として上乘せあり。

# 農林業系廃棄物の処理加速化事業

## 【目的】

従来、循環利用されていた稲わら、牧草等が放射性物質に汚染されたことにより、廃棄物となって大量に発生。

このうち、8,000Bq/kg以下のものは、廃棄物処理法に基づき市町村等が処理を行うこととしているが、その処理が進まないことから、やむを得ず農家の敷地等に一時保管されており問題化。また、このまま処理が進まないと、腐敗や火災の原因となることが懸念され、処理そのものが困難となるおそれ。

このため、当該廃棄物の処理に要する経費の一部を助成し、市町村等による処理を促進。

### 保管がひっ迫している 汚染廃棄物の例



稲わら



堆肥



牧草



きのこ原木



## 【事業の概要】

- 1 補助対象者  
廃棄物の処理を行う市町村等（一部事務組合を含む。）
- 2 処理の対象となる汚染廃棄物  
これまで循環利用されてきたが、事故由来放射性物質に汚染されたことで発生した8,000Bq/kg以下の可燃性一般廃棄物
- 3 事業実施期間  
令和3年度
- 4 補助率  
1/2(国)  
※残りの地方負担額は震災復興特別交付税で全額措置
- 5 処理に必要な経費の例  
廃棄物の処理に必要な一連の工程に係る経費を助成
  - ① 処理計画の策定等に要する経費
  - ② 地域住民への理解促進に要する経費（空間線量率測定費等）
  - ③ 廃棄物の収集・運搬から処理・処分要する経費（仮設焼却炉の設置等）

30

## 福島県外における除去土壌及び指定廃棄物の状況

○ 除去土壌や指定廃棄物は、仮置場などにおいて適正に一時保管されている。

	除去土壌 (2020年3月31日時点)		指定廃棄物 (2021年3月31日時点)	
	保管箇所数	数量(m3)	指定件数	数量(t)
岩手県	315	26,550	10	313.5
宮城県	161	28,388	14	2,829.6
茨城県	1,034	52,972	26	3,535.7
栃木県	24,764	111,027	79	13,533.1
群馬県	756	4,602	13	1,187.0
埼玉県	48	7,284		
千葉県	1,672	98,625	65	3,716.8
東京都			2	981.7
神奈川県			3	2.9
新潟県			4	1,017.9
合計	28,750	329,447※	216	27,118.2

※そのほか除染廃棄物142,799m3(2020.3.31時点)を保管

### 除去土壌の保管の状況



### 指定廃棄物の保管の状況



焼却灰



下水汚泥



浄水発生土

31

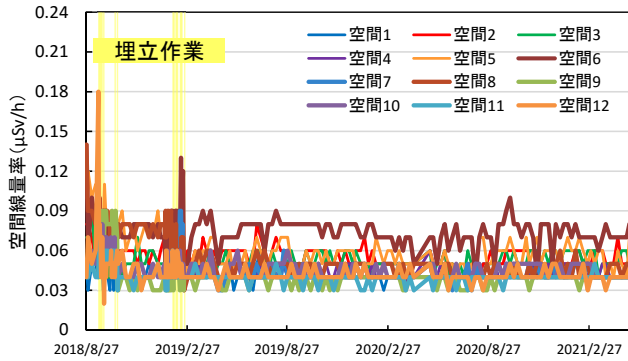
# 福島県外の除去土壌の埋立処分の実証事業結果

～空間線量率・浸透水ともに異状なし～

## 茨城県東海村

・村内2箇所で現場保管されていた除去土壌(1,428m<sup>3</sup>)を用いて、JAEA原子力科学研究所敷地内で実施。

＜敷地境界における空間線量率の推移＞



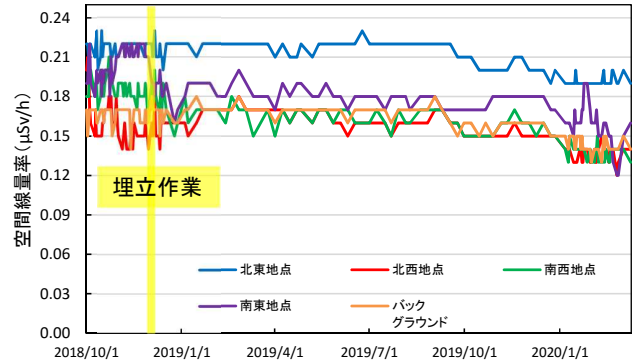
＜浸透水中の放射能濃度＞

すべて検出下限値未満(検出下限値1Bq/L以下)

## 栃木県那須町

・現場保管されていた除去土壌(217m<sup>3</sup>)を用いて、伊王野山村広場内で実施。

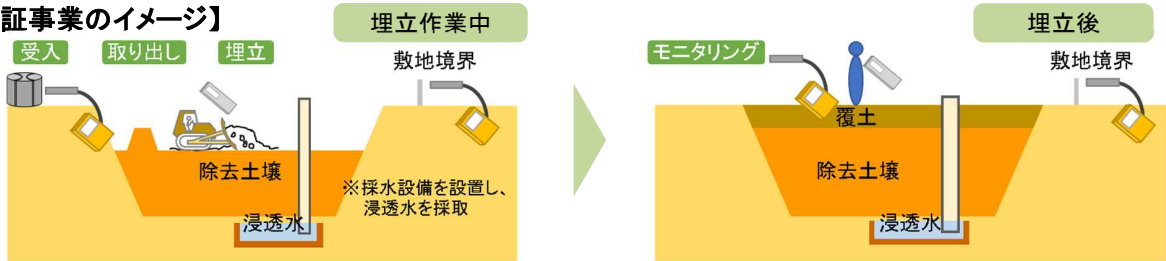
＜敷地境界における空間線量率の推移＞



＜浸透水中の放射能濃度＞

すべて検出下限値未満(検出下限値1Bq/L以下)

### 【実証事業のイメージ】



32

## 再生 福島

# 福島再生・未来志向プロジェクトの進捗状況

「福島」×「脱炭素・資源循環・自然共生」

2021年6月時点

- 2018年8月、福島県内の地元ニーズに応え、環境再生の取組のみならず、脱炭素・資源循環・自然共生という環境の視点から地域の強みを創造・再発見する環境省の政策パッケージとして「福島再生・未来志向プロジェクト」をスタート。
- 2020年8月には、福島県と「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」を締結し、県と協働して未来志向の環境施策を推進しているところ。なお、環境省として、単一の都道府県と包括的な協定を締結するのは初めて。

### 福島再生・未来志向プロジェクト

#### ふくしまグリーン復興への支援 ～自然資源活用による復興～

・2019年4月に福島県と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、国立・国定公園の魅力向上等の取組の推進。



#### 脱炭素まちづくりへの支援 ～暮らしの復興～

・脱炭素社会の実現に向けた新たなまちづくりを支援。  
・2020年度は、水素サプライチェーン構築、波力発電装置の設置等の実行可能性調査を実施。



#### 産業創生への支援 ～なりわいの復興～

・廃棄物リサイクル産業の創生を支援。地元企業等の共同事業として不燃性廃棄物の再資源化施設が、2020年10月に竣工。



#### 地域活性化の支援 ～リスコミ・情報発信による復興～

・リスクコミュニケーションや地域の魅力の発信等を支援し、福島における風評払拭の取組を強化。  
・特定廃棄物埋立情報館「リプルんふくしま」等を活用し、ホープツーリズムに貢献。  
・記憶の風化対策につながる「聞き書き」活動を実施。



### 福島県との連携協力協定

#### ふくしまグリーン復興構想等の着実な推進

- 関係自治体・団体等による推進体制の整備
- 国立公園・国定公園の魅力向上、国立公園等を核とした広域周遊の仕組みづくり等の取組の推進
- 猪苗代湖の環境保全、野生鳥獣の保護管理等、県内の環境保全の取組の推進



#### 復興と共に進める地球温暖化対策の推進

- 県内における省エネルギー対策や再生可能エネルギーの一層の普及促進
- 福島県産水素の利活用
- 上記の取組を通じた未来志向のまちづくりなど地球温暖化対策に実効ある取組の推進



#### ポスト・コロナ社会を先取りした環境施策の推進

- 自立・分散・ネットワーク型の社会の形成を視野に入れ、幅広い分野の環境施策において、多様な主体との連携を強化し、レジリエント（強靱）な社会のモデルとなる取組を推進



#### 本協定の効果的な実施に関する共通的事項

- シンポジウム等の開催や優良な取組の推奨制度など多くの主体の参加を促進・誘導するための取組を行う  
福島の復興の姿を広く県内外へ発信するなど、浜通り地域をはじめ福島県の風評払拭に努める



253

33

# ふくしま、次の10年へ。

- 2021年2月19日、**環境大臣と福島県知事とのweb会談を開催**し、今後の福島の復興・再生に向けた取組等について意見交換を実施。
- 第2期復興・創生期間を迎え、福島県が本格的な復興・再生に向けたステージへ歩みを進めるこの機会に、環境省としてなすべき取組を、「**ふくしま、次の10年へ**」と題して取りまとめ。

## 福島再生・未来志向プロジェクト の新たな展開

- 福島県と締結した連携協力協定（2020年8月）等を踏まえ、**脱炭素・風評・風化の3つの視点**で、以下の政策パッケージを取りまとめ、**未来志向の新たな環境施策**を進めていく旨を発表。
  - ・**脱炭素社会と復興まちづくり**を同時実現する先進地の創出
  - ・福島の風評払拭につなげる、**環境先進地域へのリブランディング**
  - ・震災・原発事故や環境再生の**記憶を福島の子供たちへと継承**する取組の推進

### 脱炭素×復興まちづくりの先進地創出

- 福島県産再エネ電気の利用促進
- 先進脱炭素モデルケース形成
- 脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム

### 環境先進地域へのリブランディング

- 自然資源を活かした地域の魅力向上
- 環境再生ツーリズム等の推進
- No.1ふくしま飛躍応援プロモーション

### 福島・環境再生の記憶の継承

- 子ども達・次世代への継承
- 環境再生の記憶の共有・伝承
- アーカイブの充実・発信強化

## 再生利用・県外最終処分 に向けた全国での理解醸成活動

- 県外最終処分の実現に向け、減容・再生利用の必要性・安全性等について、全国各地で対話集会を開催するなど、**全国での理解醸成活動を抜本的に強化する方針**を発表。
- 第1回目の対話集会を以下のとおり東京で開催。

### 「福島、その先の環境へ。」対話フォーラム（2021年5月23日）

- ・ 開催形式：オンライン開催（チャット機能で質問等の投稿可能）
- ・ プログラム：動画上映「福島、その先の環境へ。」、プレゼンテーション「福島県での環境再生事業と今後の課題」、大熊町長・双葉町長ビデオメッセージ、パネルディスカッション
- ・ 参加者：オンライン参加（事前登録あり）：674名  
オンライン視聴（事前視聴なし）：321名

